平成２２年（フ）第８９号
島根県大田市大田町大田ロ1186番地１
債務者　福田　　貢
１　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２３７号
岡山県玉野市和田１丁目４番20号
債務者　道仙　幸子
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４３号
岡山市中区東山２丁目９番10号
債務者　髙木　真司
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４４号
岡山市中区東山２丁目９番10号
債務者　髙木　早苗
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５１号
岡山市中区福泊341―５　ラ・パルテール福泊Ⅱ棟101、住民票上の住所岡山市北区白石526番地１
債務者　藤本　清二
１　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８２号
岡山市北区下石井２丁目８番10―406号
債務者　宮田　　顯
１　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１０７号
東京都東村山市秋津町４丁目11―51
債務者　朝比奈政樹
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１９６号
東京都豊島区西池袋５－３－９―301、住民票上の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町３丁目10―12
債務者　池澤　義賢
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１９７号
東京都板橋区徳丸１丁目６－１―410
債務者　本田　健二
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１９８号
千葉県市川市東菅野３丁目17―19
債務者　小野寺　武
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２１２号
東京都北区滝野川１丁目16－９―201
債務者　富山　行子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２１６号
東京都豊島区巣鴨３丁目６－８―301
債務者　松岡　竹彦
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２５１号
千葉県香取市下小野1203
債務者　倉持　　孝
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２５２号
神奈川県大和市福田1639―１　レオパレス高座渋谷第１―101
債務者　角田　光治
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２６１号
神奈川県鎌倉市台５丁目５―36―201
債務者　南　　哲平
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２６２号
東京都中野区丸山２丁目16―12　福神方202
債務者　奥山　　豊
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部